

治験関連業務負担に対する手当制度

五稜会病院は治験を多数実施し、臨床研究において重要な役割を担っている。しかし、その実務は治験分担医師に大きく依存しており、負担の増大が課題となっている。治験の質と効率を維持するためには、業務負担の適正な評価と体制整備が不可欠である。

目的

治験分担医師にかかる業務負担を適正に評価・軽減するとともに、治験への積極的な参画を促進することを目的とする。あわせて、被治験者を治験分担医師へ紹介した場合にもインセンティブを設けることで、症例登録の円滑化と治験の効率的な推進を図る。



■ 支給条件（治験関連業務手当）

● 対象者



治験分担医師/
被治験者を紹介した医師

● 分担医師に対する支給



1. 治験業務への従事
同意取得、評価、来院対応、
各種書類作成等に従事していること



2. プロトコル遵守
治験実施計画書および
関連手順を適切に遵守していること



3. 症例対応実績
担当症例に対し、適切な診療および
評価を実施していること



4. 多職種連携
CRC・看護師等と連携し、
円滑な治験運営に寄与していること

● 紹介医に対する支給



1. 適格な被治験者の紹介
選択基準を踏まえた
適切な紹介であること
2. 同意取得への貢献
紹介後、実際に治験参加
(同意取得) に至った場合に支給

● 支給金額



分担医師には〇円/1治験
紹介医には〇円/1例
別途定めた金額

● 共通条件



勤務実績の確認
当該期間において適切な勤務実績を
有すること
除外要件
制度の趣旨に照らし、退職予定者は対象外
適正運用
不適切な症例選定や規定逸脱が
認められないこと

■ 必須事項



院内診療体制への貢献



組織風土への貢献
協働姿勢を持ち、院内の円滑なコミュニケーションと良好な雰囲気作りに寄与



情報共有・教育への協力
夕方ミーティング参加や院内での症例共有やスタッフ教育に協力していること



多職種連携
看護師・薬剤師・MHSW等と連携し、協働した診療をしていること



治験の質と効率を高めることは、患者さんに新たな治療の選択肢を届けることにつながります。適正な評価と連携のもと、持続可能な臨床研究・治験体制を共に築いていきましょう。